

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

<p>産業廃棄物処理計画書</p> <p>平成24年 6月 29日</p> <p>愛知県知事 殿</p> <p>提出者</p> <p>住所 愛知県高浜市豊田町二丁目1番地1</p> <p>氏名 株式会社豊田自動織機 高浜工場 常務執行役員 野崎 晃平 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>電話番号 0566-53-7029</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	株式会社 豊田自動織機 高浜工場
事業場の所在地	愛知県高浜市豊田町二丁目1番地1
計画期間	平成24年4月1日 ~ 平成25年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	31: 製造業 輸送機械器具製造業
②事業の規模	製品出荷額: 19,330,000万円
③従業員数	1,975人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1参照

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
環境マネジメントの推進体制は、別紙2-1参照のこと (廃棄物の排出抑制、原料化の推進)			
廃棄物の適正処理の管理体制は、別紙2-2参照参照のこと			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（ 2 3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3参照	
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3参照	
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 分別している産業廃棄物の種類 → 別紙4参照 ・ 分別に関する取り組み → 受入時や環境道場を利用して 廃棄物の分別に関する教育を実施		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 特になし(従来活動を継続)		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	対象なし	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	対象なし	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 23年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥(排水汚泥)	汚泥(塗料汚泥)
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	841 t	152 t
	(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・脱水機の更新及び適正な運転(脱水汚泥) ・水切り(塗料汚泥) 			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥(排水汚泥)	汚泥(塗料汚泥)
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	873 t	161 t
	(今後実施する予定の取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・脱水機の適正な運転(含水率の削減) ・従来の活動を継続 			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	対象なし	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	対象なし	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 23年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙5参照	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・適正なりサイクル業者を選定して委託する		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙5参照	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・優良認定業者に、優先して委託する		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

④産業廃棄物の処理の一連の工程

【発生する廃棄物と再利用方法】

分類	廃棄物名称	処理先	処理方法	再利用方法	備考
汚泥	排水汚泥	自社	脱水	路盤材	自社処理後、業者へ委託
		中間処理業者	焼却		
	排水汚泥	自社	脱水	路盤材	自社処理後、業者へ委託
		中間処理業者	混錬		
	研磨汚泥	中間処理業者	圧縮固化	製鋼原料	
塗料汚泥	自社	脱水	燃料	自社処理後、業者へ委託	
	中間処理業者	エマルジョン燃料化			
	清掃汚泥	中間処理業者	脱水	セメント原料	
廃油	廃油〔赤ドラム〕	中間処理業者	エマルジョン燃料化	燃料	
	油泥	中間処理業者	焼却	路盤材	
	濃縮廃液(タイセキ)	中間処理業者	エマルジョン燃料化	燃料	
	濃縮廃液(豊田ケミカル)	中間処理業者	焼却	路盤材	
	ウエス屑	中間処理業者	焼却	路盤材	
	塗料カス(ドラム)	中間処理業者	焼却	路盤材	
廃酸	化成液	中間処理業者	中和	セメント原料	
廃プラスチック類	塗料汚泥(電着)	中間処理業者	エマルジョン燃料化	燃料	
	廃プラ&ゴム	中間処理業者	焼却	路盤材	
	廃プラ(RDF)	中間処理業者	押出成形	燃料	
	廃プラ(軟質)	中間処理業者	圧縮固化	還元材	
	廃プラ(硬質)	中間処理業者	圧縮固化	還元材	
	金属付着廃プラ(アビツ)	中間処理業者	破碎選別	燃料・原材料	
	塗料付着アルミ箔	中間処理業者	焼却	路盤材	
	廃タイヤ	中間処理業者	破碎	燃料	
	塗料カス(ハレット)	中間処理業者	焼却	路盤材	
木くず	木くず	中間処理業者	破碎	燃料、製紙原料	
金属くず	ショットカス	中間処理業者	圧縮固化	製鋼用鉄原料	
	溶接スラッジ	中間処理業者	圧縮固化	製鋼用鉄原料	
	乾電池	中間処理業者	選別	原材料	
ガラス・陶磁器屑	ガラスくず	中間処理業者	破碎	ガラス原料	
	蛍光灯	中間処理業者	破碎	ガラスウール、ガラス原料	
	ガラスウール	中間処理業者	破碎選別	燃料	
	砥石屑	中間処理業者	破碎	原材料	
鋳さい	サブマージーク溶接被覆材	中間処理業者	溶融	路盤材	
ガレキ類	ガレキ材	中間処理業者	溶融	路盤材	
ばいじん	排気ダスト	中間処理業者	溶融	路盤材	

配布先
 公害防止統括者、同代理者
 公害防止管理者(正、副)
 保全課、安全・総務部、警備室、動力4課

プレジデント	安総部担当役員	事務局長	事務局
原紙参照			

高浜工場公害防止組織表

公害防止統括者 *1	△	☆ 野崎 晃平 工場長(常務執行役員)
公害防止統括者の代理者 *1	△	☆ 飯嶋 正資 副工場長

事務局 | 安全・総務部 環境G

区 分		公 害 防 止					廃棄物			し尿処理	
		*1大気	*1水質	騒音	振動	粉塵	*3 廃棄物処理 責任者	特別管理 産業廃棄物	中間処理施設	*4 浄化槽技術 管理者	*4 浄化槽 管理士
法に基づく届出者	届出 必要人数	2	2	—	—	—	—	—	—	1	1
	正	☆ 徳野 裕隆	☆ 水野 敏治	—	—	—	—	—	—	藤吉工業(株)	藤吉工業(株)
	副	☆ 小栗 拓也	☆ 高野操 一郎	—	—	—	—	—	—	—	—
法に基づく選任者	選任 必要人数	—	—	—	—	—	1	1	1	1	1
	氏名	—	—	—	—	—	川端 保弘	岩月 雅弥	高笠原 満	—	—
必要資格		大気1種又は 3種	水質4種以上又 は実務3年以上	騒音関係	振動関係	大気4種以上又 は粉塵関係	—	特別管理 産業廃棄物 管理責任者	産業廃棄物処理 施設技術管理者 (中間処理施設)	浄化槽 技術管理者	浄化槽 管理士
届出先		西三河県民事務所	西三河県民事務所	—	—	—	—	—	—	—	—
社内規定に基づく 選任	選任 必要人数	2	2	2	2	2	—	—	—	—	—
	正	徳野 裕隆	水野 敏治	伊達 実二	深沢 耕太	徳野 裕隆	—	—	—	—	—
	副	小栗 拓也	高野 操 一郎	岩月雅弥	溝上 靖弘	小栗 拓也	—	—	—	—	—

*1印は法(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律等)による管理者等の届出要を示す。
 *2印は法(*1以外で県条例)による管理者等の届出要を示す。
 *3印は産業廃棄物を処理するために、産業廃棄物処理施設を設置した場合に選任が必要
 ☆印は届出者を示す
 *4印は外部委託可により外部委託を示す。
注 異動等により、公害防止管理者の職務を行うことができなくなると予想される場合は、直ちに環境Gへ連絡すること。

記号	日付	変更内容	承認
△	2011.9.27	人事異動による	大須賀
△	2012.6.14	人事異動による	大須賀

産業廃棄物の排出抑制に関する事項**【平成23年度 実績】**

(t)

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃プラスチック類	木くず	金属くず	ガラス・コンクリート ・陶磁器屑	鋳さい	ガレキ類	ばいじん	特別管理 産業廃棄物	計
排出量	1,310	299	40	217	79	17	4	2	2	1	3	1,974

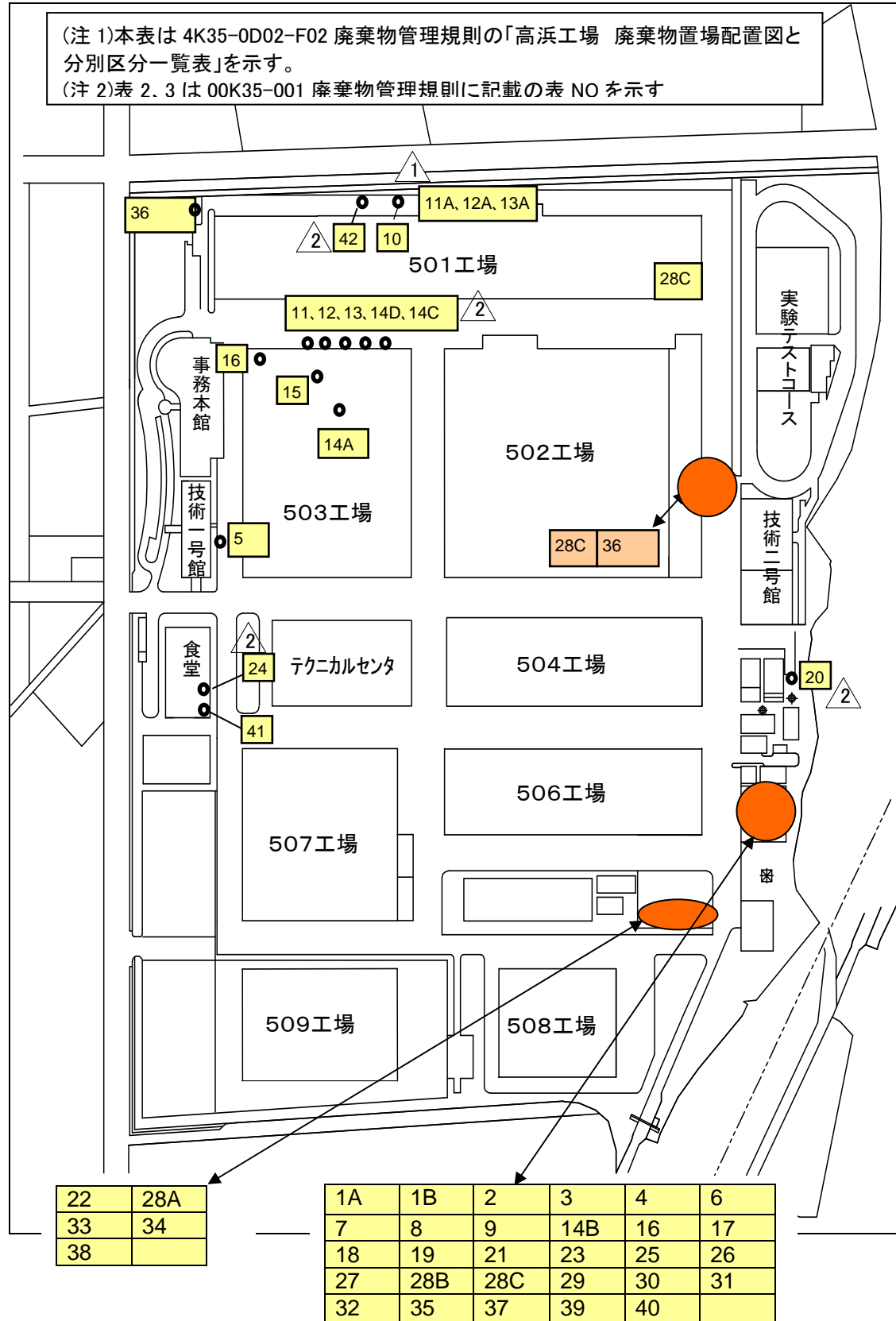
【平成24年度 計画】

(t)

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃プラスチック類	木くず	金属くず	ガラス・コンクリート ・陶磁器屑	鋳さい	ガレキ類	ばいじん	特別管理 産業廃棄物	計
排出量	1366	312	41	226	82	17	4	2	2	1	3	2,056

高浜工場廃棄物置場配置図と分別区分一覧表

(注 1)本表は 4K35-0D02-F02 廃棄物管理規則の「高浜工場 廃棄物置場配置図と分別区分一覧表」を示す。
(注 2)表 2、3 は 00K35-001 廃棄物管理規則に記載の表 NO を示す



各部管理廃棄物置場(紙屑, 空き缶, 吸い殻, 廃プラ, 古紙, ペットボトル等)は各部署の廃棄物置場マップによる。

No.	高 浜 工 場 分 別	表 2、3 の廃棄物の種類番号を示す		内 容	置場管理 担当部署	各置場への 運搬者
		表 2	表 3			
1A	シュレッダー	有価		シュレッダー屑	安環部	各職場・清掃業者
1B	生活ごみ(赤袋①)	事業系一般廃棄物		食べ物の包装容器等		
2	木屑	12.木屑		破損パレット、梱包枠(金枠は除去)、木片	↑	↑
3	塗 装 マ ス キ ン ク 屑	5.廃プラスチック		塗料の付着した紙類	↑	↑
4	油 ウ ェ ス , 古 オ カ 粉	3.廃油		油を拭いたウェス・使用済オカ粉(ポリ袋に詰めて排出)	↑	↑
5	古紙, 古新聞, 雑誌	有価		古紙, 古新聞, 古雑誌	↑	各職場・清掃業者
6	資 源 紙	5.廃プラスチック		コーションラベル等離ケイ紙、感圧紙、不要封筒等	↑	↑
7	タ ン ホ ール	有価		タンホール箱(包装材・発砲スチロール等は除去)	↑	↑
8	ペ ッ ト ホ ール	(業者引取り)		ペットボトル	↑	↑
9	吸 い 殻	事業系一般廃棄物		たばこの吸い殻	↑	↑
10	廃棄バッテリー	有価		使用済み及び不良バッテリー(鉛蓄電池) 【乾電池, ボタン電池は不可】	製造部	各職場
11	金 プレス・溶断屑(特級以外)	有価		プレス型抜き不要品、溶断屑	製造部	↑
11A	プレス・溶断屑(特級以外)【製品以外】			プレス型抜き不要品、溶断屑	↑	↑
12	プレス・溶断屑(特級)			プレス型抜き不要品、溶断屑	↑	↑
12A	プレス・溶断屑(特級)【製品以外】			プレス型抜き不要品、溶断屑	↑	↑
13	鋳物屑			鉄、鋳物、スチール屑	↑	↑
13A	鋳物屑・鉄屑【製品以外】			鉄、鋳物、スチール屑、事務机・椅子、キャビネット	↑	↑
14A	アル ミ ・ 合 金 屑			アルミ切粉、真鍮、合金屑	↑	↑
14B	廃アルミ箔屑	5.廃プラスチック		塗料付着アルミ箔	安環部	↑
14C	アルミ屑	有価		部品などの雑アルミ屑(アルミ切粉、アルミ箔除く)	製造部	↑
14D	銅線屑	有価		銅線屑(被服なし、モーター巻線屑)	製造部	
15	切 粉 屑	有価		鋼材切削屑、(鋳物の切粉は不可)	製造部	↑
16	研 磨 汚 泥	7.金属くず		ホーニング汚泥、研磨粉(フレコンパック)	安環部	↑
17	ス ラ ッ ジ			溶接スラッジ、スパッタ、溶接作業床清掃スラッジ	↑	↑
18	シ ョ ッ ト カ ス			ショットプラスチック、ショット玉(フレコンパック)	↑	↑
19	電 線 屑	有価		電気配線、ハーネス類	↑	↑
20	番 線	有価		番線、針金、梱包用の帯鋼	製造部	↑
21	空 き 缶	有価		塗料・溶剤・油脂類等の空き缶、飲料水類空き缶	安環部	各職場・清掃業者
22	空 き ド ラ ム 缶			空きドラム缶のみ	↑	各職場・清掃業者
23	廃 乾 電 池	7.金属くず		乾電池、ボタン電池【鉛蓄電池:通称バッテリーは不可】	↑	↑
24	工 具 屑	有価		バイト、チップ類	製造部	各職場
25	ガ ラ ス 陶 磁 器 屑	8.ガラス・陶磁器		グラインダー、オフセット砥石、研磨砥石、砥石屑	安環部	↑
26	電 灯			蛍光灯、電球、水銀灯(器具類は不可)	↑	各職場・清掃業者
27	ガ ラ ス ・ 陶 磁 器 屑			破損ガラス、空きビン、ガラス繊維、耐火レンガ、石膏	安環部	
28A	廃 塗 料 カ ス (ド ラ ム)	3.廃油		生塗料、廃棄塗料(シンナー含む)	↑	各職場・定期清掃
28B	塗 料 カ ス (パ レ ッ ト)	5.廃プラスチック		固形、ハクリ粕、塗料調合粕、汚状	↑	各職場・定期清掃
28C	塗 料 汚 泥	2.汚泥		粕池の塗料汚泥を脱水、水切りしたもの	↑	定期清掃
29	廃 プ ラ ス チ ッ ク	5.廃プラスチック		ホース類、安全靴、プラスチック以外の混合物	↑	各職場
30	資 源 プ ラ ス チ ッ ク			不良通い箱、ビニールシート、発砲スチロール、サンドペーパー、	↑	↑
31	廃 タ イ ヤ			ゴムタイヤ、チューブ、ユニークタイヤ	↑	↑
32	コ ン ピ ュ ー タ 基 盤	有価		プリント基板、素子(PCは本社)	↑	↑
33	廃 油	3.廃油		切削油(油性)、作動油、機械油、パケラ、シンナー【軽油等燃料類は不可】	↑	各職場・定期清掃
34	水 溶 性 廃 油	3.廃油		洗浄廃液、脱脂廃液、クーラント、【LLC 廃液は不可】	↑	↑
35	廃 酸	4.廃酸		化成廃液、電着廃液	↑	定期清掃
36	排 水 汚 泥	2.汚泥		排水処理汚泥	↑	↑
37	土 埃	土に戻す		構内清掃スウィーパーの集塵ごみ	↑	清掃業者
38	濃 縮 廃 液	3.廃油		水溶性廃油の濃縮廃液	↑	安環室
39	ワ ニ ス ・ ス チ レ ン モ ノ マ ー		1.引火性廃油	ワニス、スチレンモノマー但し、揮発した残りは廃プラ	↑	各職場
40	ばいじん	11,ばいじん		ショット、溶接、塗装集塵機で発生ばいじん	↑	↑
41	感 染 性 産 業 廃 棄 物		4. 感染性	診療所で発生	↑	診療所
42	ス テ ン レ ス	有価		ステンレス破材	製造部	各職場

